

奈良県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により届出のあった同法第六条第一項の規定により届け出た事項の設立の届出について、日本維新の会奈良県総支部から訂正の届出があったので、平成二十五年七月奈良県選挙管理委員会告示第四十一号（政治資金規正法に基づき設立の届出のあった政治団体の名称等）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年十一月二十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

「（イ）法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体の政党の支部」を
「（イ）国会議員関係政治団体以外の政党の支部」に改める。